

# 東京会報

2024 No.111 春暁号



銀座和光「白龍」／撮影：石原 佳以

賀詞交歓会風景  
会長挨拶／専門部会報告  
東京労働局からのお知らせ

一般社団法人全国労働保険事務組合連合会東京支部



東京労働局 局長 美濃 芳郎 様



東京都社会保険労務士会 会長 寺田 晃 様

## 令和6年 新春賀詞交歓会

この度の「令和6年能登半島地震」により被災された皆様、ならびにそのご家族の方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。



(一社) 全国労働保険事務組合連合会東京支部  
会長 長尾 雅昭



(一社) 全国労働保険事務組合連合会  
会長 岡部 正治 様



東京労保連労働福祉支援センター  
理事長 吉田 一郎

### 東京会報・目次 第111号 (2024年春暁号)



巻頭言	1
年頭所感／長尾雅昭 会長	2
新年の御挨拶／美濃芳郎 東京労働局長	3
プロ野球 阪神優勝	4～5
令和6年 新春賀詞交歓会 開催報告	6
5部会活動報告・副部会長メッセージ (総務・広報・事業・適促・IT電算)	7～11

《東京労働局からのお知らせ》	
令和6年度 年度更新等のお知らせ	12
2024年4月から労働条件明示のルールが変わります	13
《労働福祉支援センターの活動報告》	14
会員の声	15
BreakTime ～寄り道、道草、気の向くまま～	16
掲示板《令和5年度顕彰・ 会員の異動・編集後記》	表紙Ⅲ

# 巻頭言

飯田橋協議会 会長 千葉 敬彦

## フリーランス新法と労災保険特別加入制度

昨年11月15日(水)に開催された全国労保連主催の未手続一掃会議後の懇親会の席でのこと。来賓でお招きした全国社会保険労務士会 寺田晃副会長がご挨拶の中で、政府の基本方針として業務委託で働く企業に属さない全てのフリーランス(個人事業主)を労災保険の特別加入の制度対象に加える方針である事について言及されておりました。

現在フリーランスに当たる人は約460万人、うち業務委託で働く方が270万人ほど見込まれており、政府としては早ければ今年の秋からの運用開始を目指しているようです。背景として、働く時間や日数など自分のペースで働きたいフリーランスを選択する人が増え、その一方で、「労働者ではないため労働基準法の適用外となってしまう」ことが挙げられます。

今般の改定により業務委託で働くフリーランスは、「中小事業主等」の特別加入制度と同様に、業務の実情、災害の発生状況などから見て、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められている対象者として、労災保険の特別加入制度を付保していくことになります。

現行の特別加入制度は、「中小事業主等」のほか、自動車運送業や建設業など「一人親方」といった25業種が対象となっていますが、新たな法律として昨年の4月28日に「特定受託事業者に係る取引の適

正化等に関する法律」(フリーランス新法)が成立しました。ここでいう特定受託事業者とはフリーランスを指し、施行日は公布日から1年6か月以内と定められていますので、今秋の政府の運用開始予定時期と符合しています。法律施行後は、25業種の制限が撤廃されすべての業種が適用となり、一人で仕事をしている事業主のほか、法人でも従業員を雇っていない一人社長もこの法律の適用対象者となります。

ただ適用はそれぞれの業種団体に属する個人が対象となるため、協同組合の団体性に長けている私たちにも職域拡大に向けた大切な業務となります。国民の負託に応え、適切な業務展開を図っていきたいと思います。





# 年頭ご挨拶

会長  
長尾  
雅昭

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また平素より東京労保連の事業運営にご理解ご協力を賜りまして、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが昨年の5月から「5類感染症」に移行され、我々の認識や生活も大分変化しました。また社会全体としても「with コロナ」「beyond コロナ」の考えの下で経済や社会を停滞させないという方向転換が確実に進んできて、東京労保連の事業もコロナ前とほぼ同じ形式で開催することができました。

本年は「働き方改革」の一環として2019年に施行された「時間外労働の上限規制」で、適用が猶予されていた、「工作物の建設の事業」「自動車運転の業務」「医業に従事する医師」に対しても4月1日より適用されます。ここでの詳細は控えますが、3つの適用猶予事業・業務について原則月45時間・年360時間以外にも様々な制限が付いておりますので委託事業場からの問い合わせにはしっかり対応できるよう準備する必要があります。東京労保連といたしましてもこれに対する研修を計画していきます。

昨年はインボイス制度（適格請求書等保存方式）が10月から実施され、事務組合に対しても大きく影響が及びました。さらには本年の1月1日から改正電子帳簿保存法により電子取引データのデータ保存が義務化されました。電子取引で行われた請求書データを印刷した紙での保存は認められなくなり、必ず電子データのまま保存しなければならなくなりました。デジタル化の進展に伴いコンピュータを使用した帳簿作成が一般的となっており、事務組合に及ぼす影響を早急に検証していきたいと考えております。

本年も事務組合を取り巻く環境は刻々と変化していきます。東京労保連では委託事業場の負託に応えるべく会員の皆様にとって有益な情報発信に努めてまいります。

結びに、会員皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。



# 新年の御挨拶

東京労働局長

美濃芳郎

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

令和6年の年頭に当たり、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会東京支部並びに会員の皆様には、平素より労働行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行されたことを機に、経済社会活動が活性化し始め、景気も緩やかに回復し、賃金の引上げも進んできております。

東京局管内における雇用情勢は、求人が底堅く推移し、緩やかに持ち直しているものの、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要があります。

東京局では、一人一人が豊かさを実感できる社会の実現に向けて、①「最低賃金・賃金の引上げに向けた支援及び非正規労働者の処遇改善」、②「リスクリング、労働移動の円滑化」、③「多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり」の3点を重点として、行政運営に努めてまいります。

また、フリーランスの就業環境の整備に向けて、本年秋に「フリーランス・事業者間取引適正化法」の施行が予定されており、労災保険制度における、フリーランスの特別加入拡大の動きにも対応してまいります。

労働行政の運営における財源の多くは、労働保険特別会計で賄われており、労働保険は労働者にとって大切なセーフティーネットであるとともに、労働施策を推進するために欠かせない重要な財源となっております。労働保険の未手続事業場解消に向けた取組を強化して、労働保険料の適正徴収に努めてまいります。

こうした取組を推進するためには、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会東京支部の皆様方との一層の連携が不可欠なものと考えております。貴会並びに会員の皆様の引き続きの御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、貴会の益々の御発展、会員の皆様の益々の御清栄を祈念申し上げます。新年の御挨拶といたします。



## 阪神タイガースが 38年ぶりの日本一に!!

東京労働保険事業主協会  
理事長 大槻 哲也

阪神タイガースが38年ぶりの日本一に輝き、2023年11月30日帝国ホテル「中国料理・北京」に阪神タイガースファンの仲間たちが集って祝勝会が行われた。

前回優勝(1985年吉田義男監督)のエピソードでは、特に対巨人戦でランディ・バース(54本)、掛布雅之(40本)、岡田彰布(35本)がバックスクリーンへ3連発のホームランを打ちこみました伝説や真弓明信(34本)が大砲打線に加わっていた話で盛り上がった。

その頃、僕は45歳の働き盛りであった。社会保険労務士の先輩や仲間と、夜な夜な飲み歩き居酒屋談義に花を咲かせる一方で、阪神対巨人のラジオ中継を盛んに気にした懐かしい時代でもあった。神田周辺の居酒屋では、巨人ファンの客が圧倒的に多く、肩身の狭い思いをしたが、隠れ阪神ファンの店員と仲良くなり、「アレ!どうなってる」と声をかける、店員が指先を丸めれば勝っている、丸めなければ負けている。「アレ」とは阪神のことを指しており、僕と店員とのサインであった。

それから38年経った。足し算だから83歳である。でも“社会保険労務士の阪神タイガースファン”であることに心変わりはない、どちらも生涯現役で応援をし続けて生きているのである。

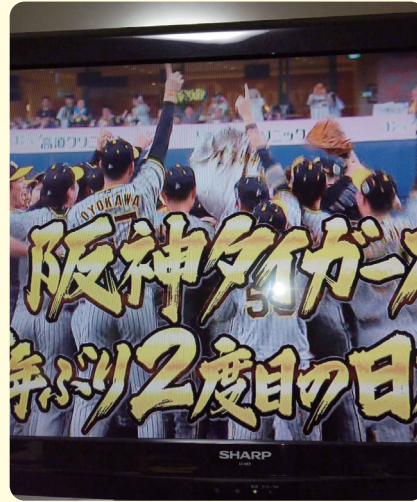
2023年9月12日から甲子園球場での対巨人3連戦は大きな山場であった。初戦は西勇輝が2安打で完封勝ち、2戦目の13日は佐藤輝明の満塁ホームランで4対0、14日は4対3で競り勝ち18年ぶり6回目のセ・リーグのチャンピオンに輝いた。その瞬間、「よっしゃー!」と叫んで喜んだ。しかし、悔しい思いもあった。それは、13日と14日の2戦、3戦(胴上げ)と2日分の2席ずつのチケット(プレミアムシート)を手にしていながら甲子園球場へ行けなかったことである。

ちょうど病院の検査予約が14日と重なり、担当医に変更を申し入れるも聞き入れられず、急ぎょ全国社会保険労務士会連合会・前会長にチケットを差し上げたのだ。彼は熱烈な巨人ファンだが、これまでも甲子園球場で阪神・巨人戦を一緒に観戦した間柄でもあった。

試合結果は巨人連敗、阪神優勝。彼は悔しかっただろう



甲子園球場前で



2023年11月5日  
対オリックス戦の優勝決定戦は、自宅でテレビ観戦で応援

38年ぶりの優勝をリアルで観戦できなかったが、  
テレビの岡田監督の胸上げ映像をスマホで保存

と心配をしたが、すぐに「おめでとう」の電話がかかりホッとした。このチケットは国際ロータリーの2016～17年度・同期ガバナーで、大阪に本社を持つ外食チェーン経営者の方に贈っていたものである。

プレーオフ第2次ラウンドは広島カープと対戦、接戦を制し3連勝した。

そして迎えた日本シリーズは、オリックスバファローズが相手だった。10月28日の初戦は8対0、好投手山本由伸を打ちのめし、阪神の若手投手村上頌樹が7回を2安打に抑え完封リレーで勝った。29日は逆襲されて0対8、甲子園球場へ移動して31日は4対5で敗戦、11月1日は4対3、翌2日は6対2で連勝。「あと1つ……、アレが見えた!」と思いきや、4日は1対5で完敗。「うーん、やばいぞ」気分がモヤモヤする。5日、泣いても笑っても最後の戦いとなった。

京セラドームは超満員。近本、森下、大山、ノジリーの主力が打った、電光掲示板で確かめると阪神は4回と5回に3点ずつ、9回に1点取ってダメ押し。「よし優勝」と安堵した途端、9回裏、頓宮選手にホームランを喰らった。それでも抑えの神様、岩崎優が踏ん張って7対1で快勝した。

「オー優勝した。最高だ!」、選手がベンチから飛び出しマウンドへ駆け寄る、岡田監督の胸上げを記憶に留めた。そして、テレビに映る応援に混ざるように孫と一緒に“六甲おろし”を大声で歌う。野球大嫌いの女房に「声が大きい、はしゃぎすぎないで!」と叱られた。

遂に「日本シリーズ2023」を阪神タイガースが制覇した。「勝因は、岡田監督のアレ(A・R・E)を目標としたリーダーシップと、コーチ陣、選手のチームワークである」と、自称評論家の僕が総括して今シーズンは終えたのである。了



甲子園球場で阪神戦観戦

# 令和6年 新春賀詞交歓会 開催報告



ご来賓の皆様



顧問団



令和6年新春賀詞交歓会は、去る1月18日(木) 新宿区市谷本村町のグランドヒル市ヶ谷において、開催されました。

多数のご来賓、会員の出席のもと大用総務副部長(上野)の司会により、長尾会長から主催者挨拶に続いて、ご来賓を代表して、美濃東京労働局長、寺田東京都社会保険労務士会会長、岡部(一社)全国労働保連会長よりそれぞれご祝辞をいただきました。

続いて、本日ご出席の東京労働局、公共職業安定所、労働基準監督署、東京都社会保険労務士会、(一社)全国労働保連、顧問、相談役の来賓皆様をご紹介させていただきました。

その後、吉田理事長の乾杯音頭により懇親に入り、今年も「くじ引きゲーム」を行い会場は大いに盛り上がりました。

時間の経過を忘れ終始和やかなうちに来賓の方々及び会員相互の交流の輪が広がり、中締めとして千葉副会長からお礼の挨拶により散会いたしました。



(一社)全国労働保険事務組合連合会 東京支部  
会長・副会長



乾杯の挨拶 吉田理事長



長尾会長によるくじ引き



理事長賞を当選された岡部会長



閉会挨拶 千葉副会長



# 専門部会報告 副部会長メッセージ

## 総務部会



副部会長  
大用 桂一（上野）

副会長 川俣 雅英（足立）  
 部会長 水野 克徳（墨田）  
 副部会長 大用 桂一（上野）  
 部員 大久保信之（飯田橋） 鈴木みどり（品川）  
 深瀬 啓子（渋谷） 谷島みどり（足立）

明けましておめでとうございます。

令和5年度より総務部会の副部会長を務めさせていただいております上野協議会の大用です。未熟ではございますが川俣担当副会長のご指導をいただきながら、同じ時期に総務部会に就任した水野部会長と二人三脚で部会の運営に取り組んでまいります。どうぞよろしくお願い致します。

さて、昨年は約3年続いた新型コロナウイルス感染症が5類へと移行し、多くのところで中止となっていたイベントの再開がなされコロナ禍前の日常に戻ったことを実感する一年でした。

東京労保連でも、今年はいよいよ今まで通り行政や関係団体の皆様をお招きしての盛大な新春賀詞交歓会を開催することとなりました。

これに先立ち、総務部会では新春賀詞交歓会の運営に関して参加費が議題にあがりました。諸物価高騰の影響で会場の料理代金が値上げとなり、不本意ながら参加費の値上げを検討せざるを得なくなってしまったのです。

事務局で開催に関する収支の試算を参加費と参加人数を組み合わせにより複数作成していただき、どの程度の値上げとしたものか部会としての意見を協議しました。

また、これに付随して立食と着座のいずれとすべきか、立食はテーブルのサイズが小さかったのではないかと、料理の種類を変えてみようか、あるいは余興をどうするかなど、水野部会長の差配により部会員みんなで意見を出し合いました。

新生総務部会、最初の大仕事として取り組んだ2024年賀詞交歓会が会員皆様にとって楽しい交流の場となっていましたら幸いです。

### 令和6年 通常総会・懇親会について

日時：令和6年5月30日(木)

会場：グランドヒル市ヶ谷

※開始時間等詳細は後日ご案内させていただきます。

# 広報部会



副部長  
花崎 綾子 (池袋)

- 会長 松田 茂 (大田)
- 副会長 石原 佳以 (飯田橋)
- 副部長 花崎 綾子 (池袋)
- 部員 原田 拓哉 (品川) 稲次真樹子 (大田)
- 篠木 裕美 (新宿) 倉島 進 (足立)
- 藤岡 忠之 (木場) 池田 貴之 (八王子)

これまで広報部会では、皆様にご活用いただいている東京会報、事務組合ニュース、ホームページのうち、東京会報以外はそれぞれチーム分けをして取り組んでおりましたが、新メンバーでは担当を分けずに全員で対応することとなりました。全員で活発に意見を出し合っており、どんどんいいものをお届けできたと思っております。今後も私たちの広報活動にご期待ください。

広報活動と言っても様々です。会員など内部に向けたものと外部に向けたものがあり、外向きのものでも、労働保険事務組合の認可に関するものや特別加入をはじめ新規委託増加に向けたものがあります。

これまで当部会では、東京会報、ホームページ、事務組合ニュースを通して、会員や委託事業場向けに役立つ情報をどこよりも早く、そしてわかりやすくお届けできるように尽力してまいりました。会員の皆様から時折いただく温かいお言葉にも支えられ、感謝の気持ちでいっぱいですし、今後も更なる充実を目指していききたいと思います。

そして今後はそれに加えて、事務組合制度を一般に広くアピールする方向にも力を入れるべく動き始めました。貴重な予算ですから、やみくもに広告を出すのではなく、どこにターゲットを絞っていくのか、どういった媒体や方法があるのか、紙面だけに限らず広く検討。費用対効果をしっかりと考えながら当部会で慎重に議論し、進めているところです。

試行錯誤しながらになると思いますが、この広報がきっかけで労働保険事務組合制度が広く知られ、会員の皆様のお役に立つようなものになりますよう、新たな領域に挑んでいきたいと思っております。

令和5年度 第3期  
**労働保険事務組合ニュース**  
令和6年4月から労働条件明示のルールが変わります！

**労働条件明示の制度改正のポイント**

「労働基準法施行規則」と「労働契約法施行規則」の改正に伴い、労働条件の明示事項等が変更されることになりました(令和6年4月1日施行)。(労働基準法施行規則第5条の改正)

**全ての労働者に対する明示事項**

① 就業場所・業務の主要な内容の明示  
② 更新上の明示事項  
③ 無期転換後の労働条件の明示

④ 労働条件の明示が義務となる労働者の範囲  
⑤ 労働条件の明示が義務となる労働者の範囲

⑥ 労働条件の明示が義務となる労働者の範囲

事業主の皆さんご存知ですか？  
**時間外労働の上限規制** ~令和6年4月から適用~

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間以上の上限規制が適用されます。

タクシー・ハイヤー運転手

1ヶ月の労働時間	288時間以内
1日の労働時間	13時間以内(上限15時間、14時間超過は3回までが許容)
1日の休憩時間	連続11時間以上による労働を基本とし、9時間を下回らない
1ヶ月の労働時間	252時間以内
2日目の労働時間	22時間以内(かつ、2日の連続労働を平均し1日あたり21時間以内)
2日目の休憩時間	連続24時間以上による労働を基本とし、22時間を下回らない

**トラック運転手**

1年、1ヶ月の労働時間	1年：3,300時間以内 12ヶ月：288時間以内
1日の労働時間	13時間以内(上限15時間、14時間超過は2回までが許容)
1日の休憩時間	連続11時間以上による労働を基本とし、9時間を下回らない
2日目の労働時間	2日目の労働時間を平均し、2日平均1日：44時間以内
2日目の休憩時間	連続24時間以上による労働を基本とし、22時間を下回らない

**建設の現場**

1日、1ヶ月の労働時間	1日：10時間以内 1ヶ月：288時間以内
1日の休憩時間	連続11時間以上による労働を基本とし、9時間を下回らない
2日目の労働時間	2日目の労働時間を平均し、2日平均1日：44時間以内
2日目の休憩時間	連続24時間以上による労働を基本とし、22時間を下回らない

〇〇〇〇労働保険事務組合 TEL:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

労働保険事務組合ニュース

## 事業部会



副部長  
森 康之（飯田橋）

副 会 長	山本 浩二（上野）	
副 会 長	市川 俊秀（王子）	
副 部 会 長	森 康之（飯田橋）	
部 員	町田 隆司（品川）	小山 暢宏（大田）
	雨宮 元美（新宿）	佐々木 誠（池袋）
	森田 哲治（足立）	小林 良行（墨田）
	常盤 瞬（木場）	小林 基久（立川）

新年あけましておめでとうございます。会員事務組合の皆様におかれましては、平素より事業部会の活動に関しご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

事業部会は主に労保連労働災害保険及び各種研修に係る事業を推進していますが、今般は久しぶりに開催された「管外研修会」について述べさせていただきます。

管外研修会は、幅広く文化、技術、社会の仕組み等を学び、且つ会員相互の懇親を深めるために……具体的には種々の施設見学、懇親会等を行います。毎年実施してきましたが、感染症対応で暫くの間その実施を見送っていましたが、昨年11月7日(火)に「東京証券取引所見学及び日本橋老舗巡り」と称して3年越しに実施することになりました。まさに満を持しての開催で皆様の期待も高く募集後すぐに定員を超える応募を頂き、事務局が工夫して当初の枠を広げての対応となりました。

前半は東京証券取引所見学、後半は日本橋の街歩きと老舗巡りの企画です。前半の東京証券取引所では映写による説明、管内ガイド付見学、特別講義等によりトータルで2時間程度掛けてその機能、役割、歴史を学びました。後半は10人程度の班に分けて日本橋界隈をガイド付きで約1時間30分の街歩き、その中で「嘉永2(1849)年創業の海苔の老舗本店 山本海苔店本店」と「寛政4(1792)年創業の刃物の老舗本店 木屋本店」を店の方の説明を聞きながら見学をしました。街歩きはヘッドセットから流れる案内人の説明を聴きながら巡りました。街中でも説明が良く聞こえ、ふだん気付かない史跡、名所及びその云われ等について知ることが出来て大変好評でした。これは中央区観光協会のご協力を得ての企画でした。

最後は、恒例の懇親会を日本橋の老舗ホテルかずさやの2階のラウンジを貸し切りで行いました。事務局の片山課長によるテンポの良い絶妙な司会進行もあり、たいへん和やかで且つ盛り上がった懇親会になりました。

久しぶりに実施して、あらためて管外研修会は有益で必要不可欠な事業だと感じました。事務局の準備作業や細かい気配り、中央区観光協会のご協力に深謝いたします。これからも良い企画をご案内出来るように頑張りますので、引き続き皆様のご支援をよろしくお願い致します。



管外研修会（東京証券取引所）

## 適用促進部会



副部会長  
平嶋 将次 (大田)

副会長	千葉 敬彦 (飯田橋)
副会長	小林 大介 (墨田)
副会長	平嶋 将次 (大田)
部員	
新井 良輔 (飯田橋)	細野 将司 (上野)
天野 良行 (品川)	横澤 幸夫 (渋谷)
河原 正浩 (新宿)	竹島 孝 (池袋)
永井 亮太 (王子)	石岡 實 (足立)
金田 栄治 (木場)	齋藤 大 (八王子)
木村 辰幸 (立川)	清水 敏也 (青梅)
須田 圭一 (三鷹)	箭内 治 (町田)
藤原 学 (府中)	

今年度より適用促進部会 副部会長を拝命しました大田協議会の平嶋と申します。推進員の方をはじめ、会員の皆様には日頃より適用促進部会の活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

労保連の最大の事業となる労働保険未手続事業一掃業務は、推進員の熱意と努力に支えられています。労働保険制度の必要性を未手続事業所に理解してもらい加入に結びつけるまで、各々が悩み創意工夫しながら勧奨活動を実施しているところです。

適用促進部会としては各推進員から上がってくる報告を傾聴しながら、勧奨活動における現状や課題点を把握し、対応策がフィードバック出来るよう検討していきます。

また、各地区協議会へ出席させていただき、他協議会の情報共有も含め推進員の皆様と意見交換をすることにより、勧奨活動の一助となるよう努めてまいります。

この加入勧奨活動をより効果的なものにするべく、今年度は10月18日と24日の2日間にわたり「労働保険未手続事業一掃対策ブロック会議」が10年ぶりに開催されました。協議会ごとに現状や課題、対策を発表し、グループ討議では訪問時におけるクレーム事案の報告と対策を全体で共有し、各協議会間の情報交換を図ることが出来ました。

このような取組を今後も継続し勧奨活動の更なる活性化を図っていきたいと考えています。

未手続事業一掃業務をより実効性のあるものにするため、推進員の皆様には引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。



10年ぶりの都内ブロック会議

# IT電算部会



副部会長  
伊藤 啓一（立川）

- |      |            |
|------|------------|
| 副会長  | 池谷 岳人（青梅）  |
| 部会長  | 加藤 智（渋谷）   |
| 副部会長 | 伊藤 啓一（立川）  |
| 部員   | 宿谷 裕樹（飯田橋） |
|      | 望月 一男（品川）  |
|      | 永井 哲也（王子）  |
|      | 遠藤 誠（木場）   |
|      | 大古 晴夫（上野）  |
|      | 下野 淳子（池袋）  |
|      | 宮鍋 益治（墨田）  |

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては健やかに新春をお迎えることとお慶び申し上げます。また、日頃より総合コンピュータシステム（以下「総コンシステム」という）の運用に関しまして、ご理解・ご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が「5類」に移行し、アフターコロナへの転換に伴い、リアルでの部会開催が出来るようになりました。

当部会での課題については2つあると考えます。

一つ目は電子申請の推進及び利用拡大です。

国では電子政府実現の一環として、インターネットを利用した電子申請を推進しており、ハローワークが取り扱っている雇用保険の各種手続きの多くが電子申請可能となっており、更に今般のマイナンバー制度における各種手続きについても行政機関より電子申請の利用促進が示されています。

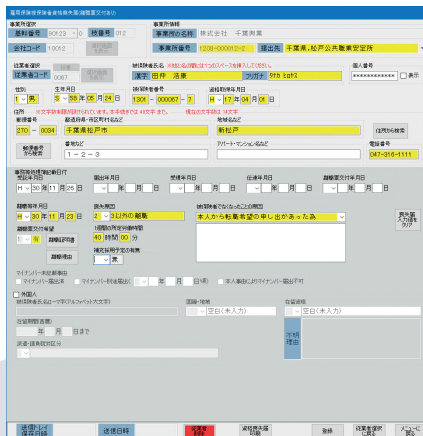
今後も研修会等を行ない「e-TOKSO」の利用拡大を通じて電子申請の普及を図りたいと考えています。

二つ目は総コンシステムの更なる改善と利用促進です。

当部会では毎年、総コンシステム改善（意見・要望を聞くこと）について検討を行なっています。今後も利便性向上を図り利用組合の皆様が利用しやすい総コンシステムを目指していきたく考えています。

その中の一つとしてインボイス制度への対応による労働保険料等領収書（組機様式第16号）について、導入する事務組合への調査を行ない検討しているところです。システム改修に係る費用対効果を考えた上での利用になると思います。

会員の皆様には、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



e-Gov電子申請システム外部連携API対応ソフト  
「資格喪失届（離職票交付あり）」画面

氏名	性別	生年月日	雇用形態	雇用開始日	雇用終了日	退職理由	退職金	退職金支払額	退職金支払日	退職金支払回数	退職金支払額	退職金支払日	退職金支払回数	
1	男	昭和24年11月24日	正社員	昭和47年11月24日	昭和53年11月24日	退職	200,000	200,000	昭和53年11月24日	1	200,000	昭和53年11月24日	1	
2	男	昭和24年11月24日	正社員	昭和47年11月24日	昭和53年11月24日	退職	200,000	200,000	昭和53年11月24日	1	200,000	昭和53年11月24日	1	
3	男	昭和24年11月24日	正社員	昭和47年11月24日	昭和53年11月24日	退職	200,000	200,000	昭和53年11月24日	1	200,000	昭和53年11月24日	1	
4	男	昭和24年11月24日	正社員	昭和47年11月24日	昭和53年11月24日	退職	200,000	200,000	昭和53年11月24日	1	200,000	昭和53年11月24日	1	
5	男	昭和24年11月24日	正社員	昭和47年11月24日	昭和53年11月24日	退職	200,000	200,000	昭和53年11月24日	1	200,000	昭和53年11月24日	1	
6	男	昭和24年11月24日	正社員	昭和47年11月24日	昭和53年11月24日	退職	200,000	200,000	昭和53年11月24日	1	200,000	昭和53年11月24日	1	
7	男	昭和24年11月24日	正社員	昭和47年11月24日	昭和53年11月24日	退職	200,000	200,000	昭和53年11月24日	1	200,000	昭和53年11月24日	1	
8	男	昭和24年11月24日	正社員	昭和47年11月24日	昭和53年11月24日	退職	200,000	200,000	昭和53年11月24日	1	200,000	昭和53年11月24日	1	
9	男	昭和24年11月24日	正社員	昭和47年11月24日	昭和53年11月24日	退職	200,000	200,000	昭和53年11月24日	1	200,000	昭和53年11月24日	1	
10	男	昭和24年11月24日	正社員	昭和47年11月24日	昭和53年11月24日	退職	200,000	200,000	昭和53年11月24日	1	200,000	昭和53年11月24日	1	
11	男	昭和24年11月24日	正社員	昭和47年11月24日	昭和53年11月24日	退職	200,000	200,000	昭和53年11月24日	1	200,000	昭和53年11月24日	1	
12	男	昭和24年11月24日	正社員	昭和47年11月24日	昭和53年11月24日	退職	200,000	200,000	昭和53年11月24日	1	200,000	昭和53年11月24日	1	
13	男	昭和24年11月24日	正社員	昭和47年11月24日	昭和53年11月24日	退職	200,000	200,000	昭和53年11月24日	1	200,000	昭和53年11月24日	1	
合計											1,750			

「離職証明書」画面

## 令和6年度 年度更新等のお知らせ

### ①令和6年度 申告書受理会場

- 令和6年度の労働保険年度更新申告期間は、令和6年6月1日～7月10日です。
- 申告書、申告書内訳、電子媒体等のご提出は、労働局へ持参又は郵送でお願いします。
- 年度更新期間は特に労働局あての郵便物が大量となります。他係あての郵便物への紛れ込み防止のため、郵送の際は必ず「適用・事務組合課 **事務組合徴収第一係**」まで宛先に入れていただくようお願いいたします。
- 最終4日間は窓口が大変込み合います。余裕をもって早めのご提出をお願いいたします。

受理会場	期日	所在地等
東京労働局 事務組合室	令和6年6月3日(月)～7月4日(木) (9:00～16:00)	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎12階事務室内
九段会場	令和6年7月5日(金)～7月10日(水) (9:00～16:00)	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎11階会議室
立川会場	(予定) 令和6年7月8日(月) (9:30～15:00)	(予定) 立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎

### ②令和6年度 年度更新事務手続き個別相談会

- 年度更新事務手続きについて、初めて年度更新事務を行う担当者や、年度更新事務等の経験が浅い担当者などのご相談に応じてまいります。日程等詳細が決まり次第、お知らせいたします。

### ③労働保険料に1円が加算される場合について

- 労災保険率及び雇用保険率の両方に小数点以下があり、労災保険（特別加入を除く）及び雇用保険に係る賃金総額が同額、かつ下一桁が奇数（1,3,5,7,9）の場合は、保険料に1円の誤差が生じます。その場合は労災保険料に1円を加えてください。（メリット事業場の場合、誤差が生じないケースもあります）
- ※「労働保険事務組合事務手続（令和3年8月版）」（青本）のP44を参照してください

### ④令和6年度各種様式の配付について

- 例年、3月中旬に帳票の配付を行っています。具体的な日程が決まりましたらお知らせいたします。

(問い合わせ先) 東京労働局 労働保険徴収部 適用・事務組合課 事務組合徴収第1係 TEL 03-3512-1646

R5.12

# 2024年4月から 労働条件明示のルール が変わります

## 労働条件明示の制度改正のポイント

### 全ての労働者に対する明示事項

1

#### 就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1 についても明示が必要になります。

### 有期契約労働者に対する明示事項等

2

#### 更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

#### 更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3

#### 無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

4

#### 無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

#### 均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項※4(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)

※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

(注) 無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。



## 東京労保連労働福祉支援センターの活動状況等について

東京労保連労働福祉支援センター  
理事長 吉田 一郎

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様には東京労保連労働福祉支援センターに対しご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

### ◆ 支援センター活動状況

支援センターの活動状況については、令和5年3月までに第5期生1名、第9期生1名が新規事務組合認可を受け、支援セミナー開始から12年間での新規認可累計は15組合、承継が8組合となりました。新規会員になられたセミナー出身者の方々が東京労保連と各地区協議会の会員または役員として未手続事業一掃業務、労保連労働災害保険事業の拡大に大いにご協力をいただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

令和5年度の新規セミナー受講生募集につきまして第13期セミナー生を募集したところ、各協議会の役員と会員の皆様から推薦をいただき2名の方の応募があり、昨年11月よりセミナーを開始しております。また、令和5年度から事務組合の承継を受ける方を対象にした事務組合承継コース(1年間)を新設しました。昨年7月から2名の方が受講されています。

### ◆ 支援セミナーの種類(新規認可コース、承継コース)

支援センターのセミナーは2種類あります。

まず「新規認可コース」(3年間)は、事務組合の新規設立を目指す方を対象に、団体設立準備委員会、団体設立総会、通常総会、理事会における報告書及び会報のチェック、各団体の事業運営実施状況に関する経過観察と助言、事務組合業務の修得等を学び、中小事業主団体の設立と運営を2年間行い、その後1年間で労働局に認可申請をするまでの個別支援を行うものです。

次に「承継コース」(1年間)は、事務組合の承継を前提に団体の運営と事務組合業務の実務に必要な知識を学ぶものです。

最近事務組合の承継に関する相談も多数寄せられております。東京支部の会員の皆様で事業承継をお考えの方がおられましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

支援センターでは事務組合数を減らさず増加させることを目指して今後も事業を行ってまいりますので、会員の皆様のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。







八丈島の特産品

【概要】

創 立：昭和44年11月26日  
 設立登記：昭和45年02月09日  
 労災保険事務組合認可：  
 昭和46年05月01日  
 労働保険事務組合認可(変更)：  
 昭和49年05月22日  
 八丈町商工会 会員数：  
 342名(令和5年12月1日現在)  
 委託事業場数(八丈町商工会含まず)：  
 78事業所(令和5年12月1日現在)

事務組合から業務等のご紹介

委託事業所の年度更新手続きを始め、個々の諸手続き(労災給付の説明等、雇用保険取得・喪失等)を行いつつ、未加入事業所や新規開業事業所を対象に労働保険制度の説明を実施し、加入促進をしております。

今までは事務処理を手書きで行っていましたが……労保連のご協力を頂き、令和6年度より総コンシステムを導入する運びとなりました。事務処理の効率化、円滑な運営が図れるのではと期待しているところです。



八丈町商工会



八丈富士から見た町並み



八丈富士

八丈島

東京より南へ286km、面積69.11km<sup>2</sup>、太平洋に浮かぶ「ひょうたん型の島」です。

人 口：6,968人(令和6年1月1日現在)

世帯数：4,192世帯(令和6年1月1日現在)

空 路：羽田空港からANA(ジェット機)で、55分(1日3便運航)

海 路：東京竹芝桟橋から大型客船「橘丸」で、10時間程(1日1便運航)

産業は漁業・農業・観光業が中心で、コンビニやファーストフード、映画館等はありません。緑豊かな二つの山(八丈富士・三原山)と、どこまでも続く青い海が自慢の自然豊かな島です。

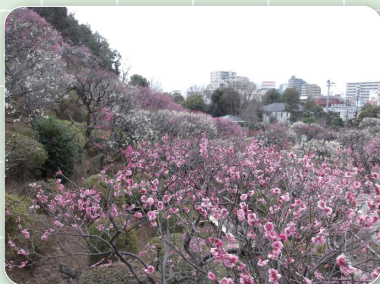
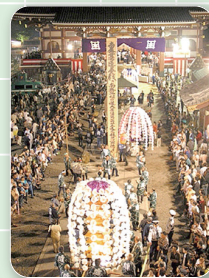
# BreakTime

大田協議会 神田 征輝



大田協議会のある大田区は、大森地域、蒲田地域、羽田地域、調布地域などから構成されていて、それぞれの地域ごとに、いろいろと紹介したいことがあるのですが、今回は、私の事務所のある大森地域について紹介させていただきます。

まずは、池上本門寺。こちらは、ご存じの方も多いかと思いますが、日蓮聖人が弘安5(1282)年10月13日、61歳で入滅された霊跡となっています。例年10月11日～13日の3日間、日蓮聖人を偲ぶ「お会式法要」が行われ、全国から参拝者が訪れます。12日夜に行われる万灯練り行列は、非常に見応えのあるものです。



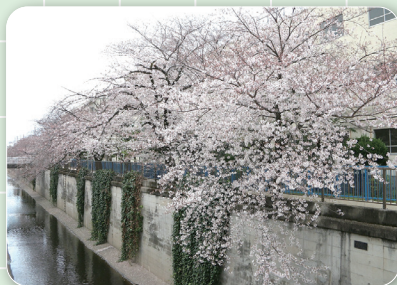
池上本門寺から歩いて10分ほどのところには、池上梅園があります。園内は四季折々の風情を楽しむ閑静な庭園になっていて、区の花でもある梅が30種あまりあり、開花の季節になると、大勢の人で賑わいます。私の事務所からも徒歩20分程度なのですが、恥ずかしながら、昨年初めて訪れました。当日は、天気も良かったので、非常に気持ちよく散策できました。

池上梅園からほど近い場所にある古民家カフェ「蓮月」で、休憩するのも良いと思います。元々は古くから池上本門寺の参拝客に親しまれていた蕎麦屋でしたが、2014年に蕎麦屋のご主人が高齢のため引退。なんとか木造の古民家を残せないかと蓮月の維持を願う人々が集い、アイデアを出し合い、2015年にカフェとして再出発したそうです。古民家独特の風情を感じながら、散策の合間にちょっと一服もよいです。



近くを流れる呑川は、春になると川沿いを満開の桜が彩ります。

川沿いを下流に向かって歩いていくと、ディープな街並みの「蒲田」に到着します。今では日本全国あちこちで見かける羽根つき餃子は、蒲田の「<sup>ニイハオ</sup>你好」で生まれたと言われています。他に、「你好」の創業者の兄弟や親戚が経営し「羽根つき餃子御三家」と呼ばれる店「<sup>コンバル</sup>金春」「<sup>ホアンヨン</sup>歓迎」もあります。散策の最後に、羽根つき餃子で一杯はいかがでしょう。



## 令和5年度 顕彰

～ おめでとうございます ～

### 令和5年度 「全国労働保険未手続事業一掃会議」 会長表彰

厚生労働省において昨年11月に実施されました「労働保険適用促進強化月間」の行事の一環として、11月15日(水) 東京ドームホテルにおいて、(一社)全国労働保険事務組合連合会主催による「全国労働保険未手続事業一掃会議」の中、顕著な業績のあった下記事務組合に対し、岡部会長より表彰状および感謝状が授与されました。



#### ◎表彰状

近代労務管理協会 (池袋)  
東京土建足立支部 (足立)

#### ◎感謝状

武蔵野労働福祉共済会 (品川)  
先端労務経営研究センター (新宿)

### 厚生労働大臣表彰



河村 卓氏  
雇用管理センター東京 (町田)

多年にわたり労働保険事務組合制度の発展向上に寄与し、厚生労働行政の推進に貢献。

### 会員の異動

#### ☒ 訃報

金網 久夫 氏 (89歳) (令和5年12月10日歿)  
3104 近代雇用促進協会 代表者 (飯田橋)

### 編集後記

2023年はラグビーワールドカップがフランスで開催され、日本は惜しくも決勝トーナメントに進出出来ませんでした。世界各国が素晴らしいラグビーで魅了してくれました。

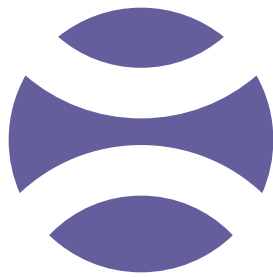
私は学生時代10年ほどラグビーをプレーしておりましたが、やはり試合観戦をしているとラグビーをしたい！と身体が疼きます。これが野球経験者の方ですと「バッティングセンターに行きたい！」とか「キャッチボールをしたい！」となり、サッカー経験者の方は「思いっきりボールを蹴りたい！」などとなるのかなと思われそうですが、ラグビー経験者の場合にはそうもいかず、走っている人を見かけると「ああタックルに入りたい！」とか「ああ誰かに思いっきり体をぶつきたい！」と思うので(私だけ!?) これまた厄介でございます。

さて、ラグビー最大の魅力はトライですが、

そもそもなぜトライ(挑戦)と呼ばれるかご存じでしょうか? トライの語源は「トライ・アット・ゴール」で、ラグビーが始まった当初のルールではトライそのもので得点を得ることは出来ず、トライ後のキックでのみ得点が入りました。そのキックにトライ(挑戦)する機会が与えられていたので、当時のまま今でもトライと呼ばれております。(H田)



ニース駅  
(ラグビーワールドカップ2023 フランス)



一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会 東京支部